

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生社会の実現に向け 配慮やご協力をお願いします！



ヘルプマークを 知っていますか？



義足や人工関節を使用している方、
内部障がいや難病の方、
または妊娠初期の方など、
外見から分からなくても援助や配慮を
必要としている方々が、
周囲の方に配慮を必要としていることを
知らせることができるマークです。
マークを持っている方が困っていたら
「何かお困りですか？」と声をかけたり、
電車・バスなど公共交通機関内で
席を譲ったり、災害発生時の声かけなど、
思いやりのある行動をお願いします。

合理的配慮の提供の 義務化

障がいのある人は、
社会の中にあるバリアによって
生活しづらい場面があります。
障害者差別解消法では、
役所や事業者に対して、
障がいのある人から、
社会の中にあるバリアを取り除くため
何らかの対応を必要としているとの
意思が伝えられたときに、
負担が重すぎない範囲で対応することを
求めています。
令和6年4月から事業者による
合理的配慮の提供が義務化されました。

ハートフル専用パーキングの 適正利用にご協力を！



公共施設やショッピングセンターなどに
県内共通の
「ハートフル専用パーキング」を設置し、
身体障がい者用駐車場の適正利用を
進めています。
また、障がいのある方や高齢の方、
小さなお子さんを連れた方などが
優先的に利用できる
「ハートフルパーキング」も
設置しています。
適正利用にご協力をお願いします。

点字ブロックの上に 物を置くのはやめましょう



点字ブロックは目の不自由な人が
安心して歩けるよう誘導するために
設置されています。
点字ブロックの上に
物が置かれていたり、
自転車が停まっていると
目の不自由な人がぶつかって
怪我をすることがあり大変危険です。
目の不自由な人にとって
「点字ブロック」は目と同じです。
自転車や物を置くことは
絶対にやめましょう。

このチラシは法務省委託事業で作成しています。



福井県の障がい福祉に関する情報 >>>



福井県域において活動する当事者・支援者団体等の情報 >>>

